

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目 次

- ◇告 示 土地収用法による事業の認定(管理課)
- ◇公 告 条件付一般競争入札の実施(〃)
- 公募型指名競争入札の実施(三件)(〃)
- 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催(生活保安課)

## 告 示

### 鳥取県告示第六百七十七号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成七年十月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

倉吉市

二 事業の種類

倉吉市和田東町老人憩の家・児童館建設事業

三 起業地

1 収用の部分 倉吉市和田東町字菱田地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の規定による図面の縦覧場所

倉吉市葵町七二二

倉吉市役所

## 公 告

条件付一般競争入札を行うので、鳥取県建設工事執行規則(昭和48年11月鳥取県規則第66号)第10条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成7年10月11日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 工事名

山陰・夢みなと博覧会シンボル施設(環日本海交流館(仮称))新築工事

2 工事場所

境港市竹内工業団地南地区内

3 工事概要

<p>(1) 規模、構造等</p> <p>ア 環日本海交流館棟</p> <p>(ア) 低層部</p> <p>鉄骨造地上4階一部地下1階建</p> <p>建築面積 約 3,440㎡</p> <p>延べ床面積 約 7,800㎡</p> <p>(イ) 展望タワー部</p> <p>鉄骨造地上3階建PH付 (高さ42.7m)</p> <p>建築面積 約 367㎡</p> <p>延べ床面積 約 784㎡</p> <p>イ エネルギーセンター棟</p> <p>鉄筋コンクリート造地上2階建</p> <p>建築面積 約 310㎡</p> <p>延べ床面積 約 448㎡</p> <p>ウ 外構工事 (ポンペ庫含む) 一式</p> <p>(2) 用途 事務所 (交流館施設)</p> <p>(3) 工事種別 新築</p> <p>4 工期</p> <p>平成7年12月から平成9年6月30日まで (予定)</p> <p>5 入札に参加する者に必要な資格</p> <p>建築一式工事について、次の基準をすべて満たすこと。</p> <p>(1) 共同企業体に関する条件</p> <p>ア 本工事は特定建設工事共同体による共同施工とする。</p> <p>イ 共同企業体の結成は、(2)で定める構成員の資格を満たす者の3者による自主結成とし、県外に本店を有する者1者と県内に本店を有する者2者による組み合わせとする。</p> <p>ウ 構成員の出資比率は、10分の2以上であること。</p>
---

<p>エ 共同企業体の代表者は、その出資比率が異なる場合は出資比率の大きい者とし、出資比率が同じ場合はどちらでもよいものとする。</p> <p>(2) 共同企業体の構成員に関する要件</p> <p>ア 県外に本店を有する者</p> <p>(ア) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4第1項に規定する者又は同条第2項各号に掲げる者いずれにも該当しないこと。</p> <p>(イ) 知事が定める平成7年度建設工事指名競争入札参加資格のうち一般建築工事に係るものを有すること。</p> <p>(ウ) 建設業法 (昭和24年法律第100号) 第27条の23第1項に規定する経営事項審査 (審査基準日が平成5年10月1日から平成6年9月30日までの間にあるものに限る。) における建築一式工事の総合評点が1,500点以上であること。</p> <p>(エ) 建設業法第3条第6項に規定する特定建設業 (建築工事業) の許可を受けていること。</p> <p>(カ) 平成7年10月11日 (水) から同年11月24日 (金) までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。</p> <p>(キ) 平成2年度以降に、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で延べ床面積8,000㎡以上の建築工事 (倉庫、工場又は共同住宅の用途以外の新築又は増築工事に限る。) を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、すべての構成員が均等割合の10分の6以上の出資比率で実施したものに限る。</p> <p>(ク) 次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。</p> <p>① 建設業法第27条の18第1項に規定する指定建設業監理技術者資格者証又は監理技術者資格者証の交付を受けている者</p> <p>② 昭和60年度以降に、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で延べ床面積8,000㎡以上の建築工事 (倉庫、工場又は共同住宅の用途以外の新築又は増築工事に限る。) に従事した経歴を有する者</p>
--

<p>(ク) 鳥取県内に建設業法第3条第1項に規定する営業所を有すること。</p> <p>(ケ) 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。</p> <p>イ 県内に本店を有する者</p> <p>(フ) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しないこと。</p> <p>(イ) 知事が定める平成7年度建設工事指名競争入札参加資格のうち、一般建築工事A級の資格があると認定を受けた者であること。</p> <p>(ウ) 建設業法第3条第6項に規定する特定建設業（建築工事業）の許可を受けていること。</p> <p>(エ) 平成7年10月11日（水）から同年11月24日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。</p> <p>(オ) 建設業法第27条の18第1項に規定する指定建設業監理技術者資格者証又は監理技術者資格者証の交付を受けている者</p> <p>(カ) 鳥取県内に建設業法第3条第1項に規定する本店を有すること。</p> <p>(キ) 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。</p> <p>6 設計図書の見学場所等</p> <p>(1) 見学場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管轄課</p> <p>(2) 見学日時 平成7年10月11日（水）から同年11月22日（水）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後4時まで</p> <p>(3) その他 入札説明書による。</p>	<p>7 入札説明書の交付</p> <p>この公告に記載されていない事項については、入札説明書によるものとし、その交付は次により希望者に直接配布するものとする。</p> <p>(1) 交付期間 平成7年10月11日（水）から同月24日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで</p> <p>(2) 交付場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管轄建設業係</p> <p>8 入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出</p> <p>この条件付一般競争入札に参加する特定建設工事共同企業体は、次により申請書及び資料を持参の上提出しなければならない。</p> <p>(1) 提出期間 平成7年10月11日（水）から同月24日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで</p> <p>(2) 提出場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管轄建設業係</p> <p>(3) その他 提出の際には、入札参加資格の確認の結果を通知するための封筒（表に申請者の住所及び氏名を記載し、簡易書留料金を加えた料金（430円）の切手をはった長3号封筒）を申請書と併せて提出すること。</p> <p>9 入札手続等</p> <p>(1) 入札執行の日時 平成7年11月24日（金）午後2時</p> <p>(2) 入札執行の場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第2庁舎7階 第28会議室</p> <p>(3) 入札の方法</p>
---	---

<p>入札者又はその代理人が入札書持参の上提出すること。なお、郵送又は電送による入札は、認めない。</p> <p>(4) 入札保証金 免除</p> <p>(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。</p> <p>(6) 入札に当たっての留意事項</p> <p>ア 入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の103分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>イ 代理人により入札しようとするときは、必ず委任状を提出すること。</p> <p>ウ 入札に参加する者が1社（名）のときは、入札を行わない。</p> <p>エ 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があると認められたときは、入札の執行を中止することができる。</p> <p>オ 落札者は、予定価格と最低制限価格の範囲内で最低価格の入札をした者とする。</p> <p>カ その他鳥取県建設工事執行規則、鳥取県会計規則（昭和39年3月鳥取県規則第11号）及び入札説明書に定めるところによる。</p> <p>10 入札後の留意事項</p> <p>(1) 入札終了後、落札者は、消費税に係る課税事業者又は免税事業者の別を明記した届出書を提出すること。</p> <p>(2) 請負契約の締結に当たっては、契約保証金は免除する。</p> <p>(3) 請負契約の締結に当たっては、落札者と同等以上の工事の施工能力を有する工事完成保証人を立てなければならない。</p> <p>(4) 請負契約の締結に当たっては、「鳥取県」と「株式会社さかいみなと貿易センター（仮称）」の連名で契約するものとする。</p> <p>(5) 鳥取県建設工事執行規則第60条第1項に規定する前金払い及び同規則第65条第1項に規定する部分払いについては、入札説明書によるものとする。</p>	<p>11 その他</p> <p>(1) 関連情報入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係（電話番号0857-26-7347）であること。</p> <p>(2) 申請書その他の提出された資料は、返却しない。</p> <p>(3) 資料作成及び工事内容に関する説明会等は、行わない。</p> <p>(4) 提出された資料は、提出した者に無断で入札事務以外の用途には使用しない。</p>
	<p>山陰・夢みなど博覧会シンボル施設（環日本海交流館（仮称））新築電気設備工事について、公募型指名競争入札を行うので、入札参加希望者は技術資料及び入札参加資格確認書類を提出されたく公告します。</p> <p>平成7年10月11日</p> <p style="text-align: right;">鳥取県知事 西 尾 邑 次</p>
	<p>1 工事の概要</p> <p>(1) 工事名 山陰・夢みなど博覧会シンボル施設（環日本海交流館（仮称））新築電気設備工事</p> <p>(2) 工事場所 境港市竹内工業団地南地区内</p> <p>(3) 工事内容 情報の拠点、交流のターミナルとして日本一の漁港、境港市に建設する山陰・夢みなど博覧会シンボル施設（環日本海交流館（仮称））は、環日本海時代の対岸諸国との窓口となるシンボル施設として建設するものである。</p> <p>なお、本施設は「山陰・夢みなど博覧会」のシンボル施設としての役割を担うと同時に、博覧会開催中は「鳥取県館」及び「市町村館」として使用するものである。</p> <p>ア 環日本海交流館棟展望タワー部は、タワー外周部を全面ガラスのカーテンプラ</p>

ホールとし、これらの支持部材は木造による格子組み構造を採用し、最上階の展望ロビーは、約37mで360度のパノラマ構造となっている。また、低層部は、エントランスホールを中心に物販、イベント的な空間及び多目的ホール、観光物産センター、F A Z オフイスなど「環日本海交流」を効果的に促進するための人、もの、情報など多彩な交流機会を創出する場となる。

イ エネルギー棟は、電気室、熱源機械室及び水槽室からなりターミナル棟に各熱源を供給するものである。

ウ 建物の規模及び構造

(ア) 環日本海交流館棟

① 低層部

鉄骨造地上4階一部地下1階建

建築面積 約 3,440㎡

延べ床面積 約 7,800㎡

② 展望タワー部

鉄骨造地上3階建P H付 (高さ42.7m)

建築面積 約 367㎡

延べ床面積 約 784㎡

(イ) エネルギーセンター棟

鉄筋コンクリート造地上2階建

建築面積 約 310㎡

延べ床面積 約 448㎡

(ウ) 用途 事務所 (交流館施設)

ア 本工事

受変電設備 構内配電線路設備、3相3線式6、6KV・設備容量1,350K

V A ・屋内型キュービクル式

自家発電設備 原動機：ジーゼル機関、発電機：3相3線式、220V・300KV

A・屋内据置型

蓄電池設備 非常電源用、受変電制御用：屋内キュービクル式・鉛蓄電池 (200AH)

中央監視設備 電気、空調、給水排水等の監視制御

幹線動力設備 幹線設備 (分電盤含む)、一般動力設備、防災動力設備

電灯設備 一般電灯設備、コンセント設備、非常照明設備、誘導灯設備

照明器具設備 一般照明器具設備、非常照明灯器具設備、誘導等器具設備、ラ

イトアップ照明設備

避雷設備 避雷針設備

電話配管配線 構内通信線路設備、電話配管配線設備、自動電話交換線設備

防災設備 自動火災報知設備、防排炎設備、ガス漏れ警報設備

弱電設備 放送設備 (非常用・一般用)、T V ・ F M 等共同受信設備、I

T V 設備、ホール音響設備、視覚障害誘導設備

イ 別途発注予定工事

建築工事、機械設備工事、昇降機設備工事及び植栽工事

(5) 工期 平成7年12月から平成9年6月30日 (予定)

2 技術資料及び入札参加資格確認書類の提出を求める対象者

技術資料及び入札参加資格確認書類 (以下「技術資料等」という。) の提出の対象となる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

ア 本工事は特定建設工事共同企業体による共同施工とする。

イ 共同企業体の結成は、(2) で定める構成員の資格を満たす者の2者による自

主結成とし、県外に本店を有する者と県内に本店を有する者による組み合わせと

する。

ウ 構成員の出資比率は、10分の3以上であること。

エ 共同企業体の代表者は、その出資比率が異なる場合は出資比率の大きい者とし、

出資比率が同じ場合はどちらでもよいものとする。

<p>(2) 共同企業体の構成員に関する要件</p> <p>ア 県外に本店を有する者</p> <p>(ア) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しないこと。</p> <p>(イ) 知事が定める建設工事指名競争入札参加資格のうち電気工事に係るものを有すること。</p> <p>(ウ) 建設業法(昭和24年法第100号)第27条の23第1項に規定する経営事項審査(審査基準日が平成5年10月1日から平成6年9月30日までの間にあるものに限る。)における電気工事の総合評点が1,300点以上であること。</p> <p>(エ) 建設業法第3条第6項に規定する特定建設業(電気工事業)の許可を受けていること。</p> <p>(オ) 平成7年10月11日(水)から同年11月24日(金)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。</p> <p>(カ) 平成2年度以降に、電気工事(鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造)延べ床面積8,000㎡以上)を元請けとして施工した実績があること。</p> <p>ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、全ての構成員が均等割の10分の6以上の出資比率で実施したものに限る。</p> <p>(キ) 建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている技術者で、電気工事(鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨コンクリート造・延べ床面積8,000㎡以上に限る。)に従事した経験を有するものを当該工事に専任で配置できること。</p> <p>(ク) 中国地区内に建設業法第3条第1項に規定する営業所を有すること。</p> <p>(ケ) 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。</p> <p>イ 県内に本店を有する者</p>	<p>(ア) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しないこと。</p> <p>(イ) 知事が定める平成7年度建設工事指名競争入札参加資格のうち、電気工事A級の資格があると認定を受けた者であること。</p> <p>(ウ) 平成7年10月11日(水)から同年11月24日(金)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。</p> <p>(エ) 建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格証の交付を受けている技術者で、電気工事(鉄骨造、鉄筋コンクリート造・延べ床面積300㎡以上に限る。)に従事した経験を有するものを当該工事に専任で配置できること。</p> <p>(オ) 鳥取県内に建設業法第3条第1項に規定する本店を有すること。</p> <p>(カ) 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。</p> <p>3 技術資料等の作成及び提出</p> <p>ア 技術資料作成要領の交付</p> <p>イ 交付期間 平成7年10月11日(水)から同月24日(火)までの日(日曜日及び土曜日を除く)の午前9時から午後4時まで</p> <p>イ 交付場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設係</p> <p>ア 技術資料等の提出</p> <p>イ 提出期間 平成7年10月11日(水)から同月24日(火)までの日(日曜日及び土曜日を除く)の午前9時から午後4時まで</p> <p>イ 提出場所</p>
--	--

<p>鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設係</p> <p>ウ 提出方法 技術資料等は、持参のうえ提出しなければならない。</p> <p>(3) 技術資料等の審査 提出された技術資料等を基に、審査し、指名するものとする。</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 関連情報を入力するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設係（電話番号 0857-26-7347）である。</p> <p>(2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されるとは限らない。</p> <p>(3) 技術資料等その他提出された資料は返却しない。</p> <p>(4) 工事内容に関する説明会は行わない。</p> <p>(5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で入札事務以外の用途には使用しない。</p> <p>(6) 請負契約の締結に当たっては、発注者は「鳥取県」と「株式会社さかいみなと貿易センター（仮称）」の連名で契約することとなる。</p>	<p>山陰・夢みなと博覧会シンボル施設（環日本海交流館（仮称））新築機械設備工事に ついて、公募型指名競争入札を行うので、入札参加希望者は技術資料及び入札参加資格 確認書類を提出されたく公告します。</p> <p>平成7年10月11日</p> <p>鳥取県知事 西 尾 邑 次</p> <p>1 工事の概要</p>	<p>(1) 工事名 山陰・夢みなと博覧会シンボル施設（環日本海交流館（仮称））新築機械設備工事</p> <p>(2) 工事場所 境港市竹内工業団地南地区内</p> <p>(3) 工事内容 情報拠点、交流のターミナルとして日本一の漁港、境港市に建設する山陰・夢みなと博覧会シンボル施設（環日本海交流館（仮称））は、環日本海時代の対岸諸国との窓口となるシンボル施設として建設するものである。</p> <p>なお、本施設は「山陰・夢みなと博覧会」のシンボル施設としての役割を担うと同時に、博覧会開催中は「鳥取県館」及び「市町村館」として使用されるものである。</p> <p>ア 環日本海交流館棟展望タワー部は、タワー外周部を全面ガラスのカーテンウォールとし、これらの支持部材は木造による格子組み構造を採用し、最上段の展望ロビーは、約37mで360度のパノラマ構造となっている。また、低層部は、エントラスホールを中心に物販、イベント的な空間及び多目的ホール、観光物産センター、FAZオフィスなど「環日本海交流」を効果的に促進するための人、もの、情報など多様な交流機会を創出する場となる。</p> <p>イ エネルギー棟は、電気室、熱源機械室及び水槽室からなりターミナル棟に各熱源を供給するものである。</p> <p>ウ 建物の規模及び構造</p> <p>(ア) 環日本海交流館棟</p> <p>① 低層部</p> <p>鉄骨造地上4階一部地下1階建 建築面積 約3,440㎡ 延べ床面積 約7,800㎡</p> <p>② 展望タワー部</p> <p>鉄骨造地上3階建PH付（高さ42.7m） 建築面積 約367㎡ 延べ床面積 約784㎡</p>
--	---	---

<p>(4) エネルギーセンター棟 鉄筋コンクリート造地上2階建 建築面積 約310㎡ 延べ床面積 約448㎡</p> <p>(ウ) 用途 事務所 (交流館施設)</p> <p>(4) 機械設備工事の規模及び概要</p> <p>ア 本工事</p> <p>衛生器具設備 節水型大小便器ほか、厨房機器設備 給排水設備 上水・工業用水 (加圧給水方式)、公共下水道 (合流式)、雨水 (側溝放流) 消火設備 スプレインクラー消火設備 給湯設備 局所方式 (ガス、電気方式) ガス設備 液化石油ガス (LPG) 空調設備 吸収式冷温水発生機、ダクト併用ファンコイル方式、ファンコイル方式、空冷ヒートポンプチャラー 換気設備 第1種換気方式、第2種換気方式、第3種換気方式 自動制御設備 デジタル式</p> <p>イ 別途発注予定工事</p> <p>建築工事、電気設備工事、昇降機設備工事及び植栽工事</p> <p>(5) 工期 平成7年12月から平成9年6月30日 (予定)</p> <p>2 技術資料及び入札参加資格確認書類の提出を求める対象者 技術資料及び入札参加資格確認書類 (以下「技術資料等」という。)の提出の対象となる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。</p> <p>(1) 共同企業体に関する条件</p> <p>ア 本工事は特定建設工事共同企業体による共同施工とする。 イ 共同企業体の結成は、(2)で定める構成員の資格を満たす者の2者による自主結成とし、県外に本店を有する者と県内に本店を有する者による組み合わせとする。</p>	<p>ウ 構成員の出資比率は、10分の3以上であること。</p> <p>エ 共同企業体の代表者は、その出資比率が異なる場合は出資比率の大きい者とし、出資比率が同じ場合はどちらでもよいものとする。</p> <p>(2) 共同企業体の構成員に関する要件</p> <p>ア 県外に本店を有する者</p> <p>(ウ) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4第1項に規定する者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しないこと。</p> <p>(イ) 知事が定める建設工事指名競争入札参加資格のうち管工事に係るものを有すること。</p> <p>(ウ) 建設業法 (昭和24年法第100号) 第27条の23第1項に規定する経営事項審査 (審査基準日が平成5年10月1日から平成6年9月30日までの間にあるものに限る。) における管工事の総合評点が1,300点以上であること。</p> <p>(エ) 建設業法第3条第6項に規定する特定建設業 (管工事業) の許可を受けていること。</p> <p>(オ) 平成7年10月11日 (水) から同年11月24日 (金) までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づき指名停止措置を受けていないこと。</p> <p>(カ) 平成2年度以降に、管工事 (鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造延べ床面積8,000㎡以上) を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、全ての構成員が均等割の10分の6以上の出資比率で実施したものに限る。</p> <p>(キ) 建設業法第27条の18第1項に規定する指定建設業監理技術者資格者証の交付を受けている技術者で、管工事 (鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造・延べ床面積8,000㎡以上に限る。) に従事した経験を有するものを当該工事に専任で配置できること。</p> <p>(ク) 中国地区内に建設業法第3条第1項に規定する営業所を有すること。</p> <p>(ケ) 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面に</p>
---	---



において関連がある建設業者でないこと。

イ 県内に本店を有する者

(7) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しないこと。

(4) 知事が定める平成7年度建設工事指名競争入札参加資格のうち、管工事A級の資格があると認定を受けた者であること。

(5) 平成7年10月11日(水)から同年11月24日(金)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(5) 建設業法第27条の18第1項に規定する指定建設業監理技術者資格者証の交付を受けている技術者で、管工事(鉄骨造、鉄筋コンクリート造・延床面積300㎡以上に限る。)の工事に従事した経験を有するものを当該工事に専任で配置できること。

(6) 鳥取県内に建設業法第3条第1項に規定する本店を有すること。

(6) 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

3 技術資料等の作成及び提出

技術資料等は、技術資料作成要領に基づき作成されたものを提出することとし、その交付は次により希望者に直接配布するものとする。

(1) 技術資料作成要領の交付

ア 交付期間

平成7年10月11日(水)から同月24日(火)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取県東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係

(2) 技術資料等の提出

ア 提出期間

平成7年10月11日(水)から同月24日(火)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係

ウ 提出方法

技術資料等は、持参のうえ提出しなければならない。

(3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、審査し、指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入力するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係(電話番号0857-26-7347)である。

(2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されるときは限らない。

(3) 技術資料等その他提出された資料は返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は行わない。

(5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で入札事務以外の用途には使用しない。

(6) 請負契約の締結に当たっては、発注者は「鳥取県」と「株式会社さかいみなと貿易センター(仮称)」の連名で契約することとなる。

みなとさかい交流館(仮称)新築工事について、公募型指名競争入札を行うので、入札参加希望者は技術資料及び入札参加資格確認書類を提出されたく公告します。

平成7年10月11日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

<p>1 工事の概要</p> <p>(1) 工事名      みなとさかい交流館 (仮称) 新築工事</p> <p>(2) 工事場所      境港市弥生町</p> <p>(3) 工事内容</p> <p>ア 本施設は、環日本海時代を迎え対岸諸国との交流の窓口をはじめとして、鳥取県の観光・物産などの情報の発信基地はもとより、J Rと隠岐航路を結ぶターミナルなどの機能を併せもつ建物である。</p> <p>イ 外装は中空セメント板、石及びアルミ等の素材を使い、4本のシリンドラーと波のうねりをイメージしたアルミ板の曲面壁及び三角形のガラス塔など変化に富んだものとなっている。</p> <p>ウ 建設地が、J Rの駅舎に隣接しているため、施行にあたっては利用客の安全確保を最優先にするほか、騒音・振動などによる周辺の環境悪化、工事車両の安全通行等を配慮して、作業時間・作業工程はもとより綿密な仮設・安全・施工計画等を立てる必要がある。</p> <p>エ また、限られた狭い空地の中においての工事であること、ターミナル、レストランなどの商業的施設及び事務所の用途を併せもつ複合施設であることなどから、別途発注予定の連絡橋工事及び設備工事相互間について、機能上・納まり上等、特に綿密な調整を行う必要がある。</p> <p>(4) 工事の規模、構造等</p> <p>ア ターミナル棟</p> <p>構造      鉄骨一部鉄筋コンクリート造地上4階建</p> <p>面積      建築面積 約1,136㎡ 延べ床面積 約3,334㎡</p> <p>基礎      杭基礎</p> <p>屋根      アスファルト防水、ガラス</p> <p>外壁      アルミ板、中空セメント板、石、ガラス</p> <p>イ エネルギー棟</p>	<p>2</p> <p>(5) 工 期      平成7年12月から平成9年3月25日まで (予定)</p> <p>ウ 別途発注予定の工事</p> <p>連絡橋工事、電気設備工事、給排水衛生設備工事、空調設備工事</p> <p>ア 本工事は特定建設工事共同企業体による共同施工とする。</p> <p>イ 共同企業体の結成は、(2)で定める構成員の資格を満たす者の3者による自主結成とし、県内に建設業法 (昭和24年法律第100号) 第3条第1項に規定する本店を有する者による組み合わせとする。</p> <p>ウ 構成員の出資比率は、10分の2以上であること。</p> <p>エ 共同企業体の代表者は、(2)のアの要件をすべて満たすものとし、該当者が複数あるときは、その出資比率が異なる場合は出資比率の大きい者とし、出資比率が同じ場合はどちらでもよいものとする。</p> <p>(2) 共同企業体の構成員に関する要件</p> <p>ア 代表者となる者</p> <p>(ア) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4第1項に規定する者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しないこと。</p> <p>(イ) 知事が定める平成7年度建設工事指名競争入札参加資格のうち、一般建築工事A級の資格があると認定を受けた者であること。</p>
---	--

<p>(ウ) 建設業法第3条第6項に規定する特定建設業(建築工事業)の許可を受けていること。</p> <p>(エ) 平成7年10月11日(水)から同年11月24日(金)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。</p> <p>(オ) 平成2年度以降に、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で延べ床面積2,000㎡以上の建築工事を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、すべての構成員が均等割の10分の6以上の出資比率で実施したものに限る。</p> <p>(カ) 次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。</p> <p>① 建設業法第27条の18第1項に規定する指定建設業監理技術者資格者証又は監理技術者資格者証の交付を受けている者</p> <p>② 鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で延べ床面積2,000㎡以上の建築工事に従事した経験を有する者</p> <p>(キ) 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。</p> <p>イ 代表者以外の者</p> <p>(ク) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しないこと。</p> <p>(ケ) 知事が定める平成7年度建設工事指名競争入札参加資格のうち、一般建築工事A級の資格があると認定を受けた者であること。</p> <p>(コ) 建設業法第3条第6項に規定する特定建設業(建築工事業)の許可を受けていること。</p> <p>(カ) 平成7年10月11日(水)から同年11月24日(金)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。</p> <p>(キ) 次に掲げる基準を満たす監理技術者をそれぞれ1名当該工事に専任で配置で</p>	<p>きること。</p> <p>① 建設業法第27条の18第1項に規定する指定建設業監理技術者資格者証又は監理技術者資格者証の交付を受けている者</p> <p>② 鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造延べ床面積1,000㎡以上の建築工事に従事した経験を有する者</p> <p>(カ) 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。</p> <p>3 技術資料等の作成及び提出</p> <p>技術資料等は、技術資料作成要領に基づき作成されたものを提出することとし、その交付は次により希望者に直接配布するものとする。</p> <p>(1) 技術資料作成要領の交付</p> <p>ア 交付期間 平成7年10月11日(水)から同月24日(火)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで</p> <p>イ 交付場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係</p> <p>(2) 技術資料等の提出</p> <p>ア 提出期間 平成7年10月11日(水)から同月24日(火)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで</p> <p>イ 提出場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係</p> <p>ウ 提出方法 技術資料等は、持参の上提出しなければならない。</p> <p>(3) 技術資料等の審査 提出された技術資料等を基に、審査し、指名するものとする。</p> <p>4 その他</p>
---	--

- (1) 関連情報入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設係（電話番号0857-26-7347）である。
- (2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されるとは限らない。
- (3) 技術資料等その他提出された資料は返却しない。
- (4) 工事内容に関する説明会は行わない。
- (5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で入札事務以外の用途には使用しない。

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成7年10月11日

鳥取県公安委員会委員長 上 田 務

- 1 講習の種別及び受講対象者  
経験者講習  
鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。
  - (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
  - (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの
- 2 開催の日時及び場所

区分 種別	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経 験 者 講 習	平成7年11月8日 午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市糺町一丁目151 鳥取県米子警察署 会議室	倉吉、八橋、米子、境港、溝 口及び黒坂の各警察署の管内 に居住する者
	平成7年11月21日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁県議会議会棟2階 第2執行部控室	岩美、鳥取、郡家、智頭、浜 村及び倉吉の各警察署の管内 に居住する者

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3時間
- (2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 2,200円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑